

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第2区分

【発行日】平成18年4月20日(2006.4.20)

【公開番号】特開2003-332498(P2003-332498A)

【公開日】平成15年11月21日(2003.11.21)

【出願番号】特願2003-127020(P2003-127020)

【国際特許分類】

H 01 L 23/28 (2006.01)

【F I】

H 01 L 23/28 A

【手続補正書】

【提出日】平成18年3月2日(2006.3.2)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】 中央フレームと、前記中央フレームからの少なくとも一つのコンポーネント受容突出部と、前記コンポーネント受容突出部上に設置されるコンポーネント上で働くように適合配置され前記コンポーネント受容突出部と結合する付勢部材と、前記付勢部材の付勢作用により前記コンポーネント受容突出部上の前記コンポーネントの動きを抑制するように前記付勢部材と結合する固定手段とを、具備するリードフレーム。

【請求項2】 前記付勢部材は横方向の隆起部を有するリーフスプリングである、請求項1に記載のリードフレーム。

【請求項3】 前記コンポーネント受容突出部はベースを含み、前記付勢部材は前記ベースの一部分の上を横たわる、請求項1に記載のリードフレーム。

【請求項4】 前記付勢部材および前記コンポーネント受容突出部は一体構造であり、前記中央フレームに近い近接端部と、前記中央フレームから離れている遠位端部とを有し、前記コンポーネント受容突出部の前記近接端部は前記中央フレームに結合され、前記付勢部材の前記近接端部は前記中央フレームから分離されている、請求項3に記載のリードフレーム。

【請求項5】 前記付勢部材および前記コンポーネント受容突出部の遠位端部同士は結合され、前記付勢部材の前記近接端部は前記コンポーネント受容突出部の下側の横たわる部分から分離されている、請求項4に記載のリードフレーム。

【請求項6】 前記付勢部材の前記近接端部は、前記コンポーネント受容突出部の下側の横たわる部分を越えて横方向に延在する隆起部を有する、請求項5に記載のリードフレーム。

【請求項7】 前記コンポーネント受容突出部が複数含まれる、請求項1に記載のリードフレーム。

【請求項8】 各前記コンポーネント受容突出部は、前記コンポーネント受容突出部上に設置されるコンポーネント上で働くように適合配置され前記コンポーネント受容突出部に結合された付勢部材を含み、前記コンポーネント受容突出部が電気端子である、請求項7に記載のリードフレーム。

【請求項9】 前記コンポーネント受容突出部はベースを含み、前記ベースと前記付勢部材とが連続しており、前記付勢部材は前記ベースの上方へと折り曲げられている、請求項1に記載のリードフレーム。

【請求項10】 前記中央フレームを少なくとも部分的に取り囲む外側フレームと、

前記中央フレームを堅くするために、前記外側フレームと前記中央フレームとの間ににおいて少なくとも一つのブリッジとを含む、請求項1に記載のリードフレーム。